

南砺市建設業者選定要綱の運用について
(南砺市建設工事入札参加資格業者の等級基準の総合評点)

平成 27年 1月 7日
南砺市請負業者指名運営委員会

「南砺市建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等について」(平成16年11月1日告示第15号)第3条2項の格付けに関する数値については経営規模等評価結果通知書に記載された数値(以下「客観的点数」という。)に工事成績、工事表彰、地域社会貢献による付与点(以下「主観的点数」という。)と信用状況数値を加算した点数(以下「総合評点数」という。)をもって格付けを行う。

*計算式 : 総合評点数 = 客観的点数 + 主観的点数

1. 客観的点数

南砺市建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等にある経営事項審査結果通知にある総合評定値の点数をいう。

2. 主観的点数

①市工事成績 (別紙)

工事成績の一定期間における工事成績評定点の平均点を基準に上限40点から下限-30点の範囲で評価する。

*平均点とは南砺市建設工事成績評定要領で定めた工事成績評定の工種ごとの工事成績平均点をいい、受付年度前年の1月から12月までの1年間の工事成績の平均点とする。

②工事表彰

所管区分	表彰の名称	表彰のランク	配点
県(県発注工事)	本庁表彰	知事賞	5点
		部長賞	
県(県・市発注工事)	事務所所管表彰	最優秀賞	
		優秀賞(良賞は除く)	

*受付年度前2年における富山県建設優良工事表彰及び砺波土木協会表彰等とする。

③地域・社会貢献

	評価項目	配点 (付与点)	備考
ア	災害協定への参加	5点	南砺市地域防災計画に基づく「災害時における応急対策業務に関する基本協定」をいう。
イ	除雪業務等の受託実績	20点	受け付け年度前2年度における市との除雪業務の受託契約 (県との受託契約も可とする)
ウ	建設機械の保有状況	5点	災害時に提供可能な建設機械(自己所有)を報告している者
エ	消防団協力事業所の認定	5点	消防団協力事業所表示制度に基づき、市により消防団協力事業所として認定された者
オ	ISO9000	5点	
カ	環境への取り組み ISO14001 又は エコアクション21	5点	ISO14001とエコアクション21は重複加算なし
キ	地域ボランティア活動	5点	前2年において毎年継続的に行っている実績があること
ク	障害者雇用	5点	障害者雇用の義務がない事業者で市内の営業所に常時雇用している者に限る。

④信用状況数値

定期受付年度の前2年度において、指名停止又は営業停止等のいずれかに該当する事実があった場合は、次のとおりとする。

区分	配点 (減点)	備考
1回の指名停止期間が1月以内	-10	2回以上の指名停止の場合は各々の減点を加算するほか重複減点-10を加算する。
1回の指名停止期間が1月を超え2月以内	-20	
1回の指名停止期間が2月を超える場合	-30	

(例) 1回目1月以内 (-10) + 2回目2月を超える (-30) + 重複減点 (-10) = -50

3. 適用

平成27・28年度の南砺市の建設工事入札参加資格審査から適用する。

別紙

1. 対象工事

対象工事は下記5工種とする。

- ・土木一式
- ・建築一式
- ・管工事
- ・電気工事
- ・ほ装工事

2. 工事成績評点による付与点数の付け方

○点数の範囲

工事成績による付与点数の範囲は、上限40点、下限-30点とする。

○点数の基準

南砺市発注工事（成績評点のあるもの）における等級付を行う工種毎の全工事成績評点の平均点の範囲を付与点0点の基準として定める。

【例：平均点75.5点の場合、75点～80点が付与点0点の範囲となる。】

工事成績評点 区分	付与点数	備考
95点以上	+40点	
90点以上95点未満	+30点	
85点以上90点未満	+20点	
80点以上85点未満	+10点	
75点以上80点未満	基準 0点	
70点以上75点未満	-10点	
65点以上70点未満	-20点	
65点未満	-30点	